

## インフルエンザの出席停止期間について

インフルエンザにかかったら、出席停止の扱いになります。出席停止基準は、「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで」です。これにより、「発症した後5日を経過」かつ「解熱した後2日を経過」の両方を満たすまでの期間は、登校することができません。

どんなに早く熱が下がったとしても、最低、発症した後5日は出席停止となります。

発症日については、症状が始めた日を発症日とし、その翌日を1日目として起算します。

インフルエンザに関しては、報告書は保護者が記入することになっております。